生活困窮者の一時的な居住の場として市営住宅を使用する法人　募集要項

１．募集概要

生活困窮者の一時的な居住の場を提供する民間事業への市営住宅活用実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、生活困窮者の自立促進のため一定の住居を持たない生活困窮者を対象に、市営住宅を活用し一時的な居住の場を提供するとともに、必要に応じて衣食等の日常生活上必要なサービスを提供する法人を募集します。

２．応募の要件等

応募者は、以下の要件を満たす法人とします。

(1) 次のいずれにも該当すること。ただし、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人についてはこの限りではない。

ア　直近の会計年度において、応募法人が事業を行っている場合は、応募法人の全体の財務内容について、３年以上連続して損失を計上していないこと。

イ　要綱第３条の実施内容を行うための年間事業費の概ね６分の１以上に相当する資金を普通預金等により有していること。

(2) 法人格を有すること。

(3) 暴力団でないこと及び暴力団又は暴力団員等の統制下にある法人でないこと。

(4) 応募する日の属する年度の４月１日時点において法人が設立されていること。

(5) 市営住宅等に係る家賃及び使用料の未納や損害賠償金がある法人でないこと。

(6) 大阪市営住宅条例（平成 9 年大阪市条例第 39 号）第 46 条第１項（第２号、第５号及び第７号を除く。）の規定による請求を受けて市営住宅を明け渡した法人（その明渡しの日の翌日から起算して５年を経過しているものを除く。）でないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

(8) 応募法人が申込書に記載した使用を希望する市営住宅での実施予定事業が、市営住宅の本来の入居対象者である低額所得者層への供給に支障が生じないものであり、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内でかつ要綱第３条に規定する事業の範囲内で行われるものであること。

３．失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、選定の対象から除外します。

(1) 選定に関する不当な要求等を申し入れた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合

(4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合

(5) その他不正行為があった場合

４．入居者の要件

・入居させることができる者については、公営住宅法第 23 条第２号に規定する住宅困窮要件を満たすとともに、入居者及び入居者と同一の世帯に属する者の収入の合算額及び所有する金融資産の合計額が、次の表の収入基準額及び金融資産の合計額を下回る一定の住居を持たない者等とします。

区分	収入基準額	金融資産の合計額
単身世帯	124,000 円	504,000 円
２人世帯	178,000 円	780,000 円
３人世帯	224,000 円	1,032,000 円
４人世帯	266,000 円	1,284,000 円

※５人世帯以上は、別途要綱に記載する方法により算出します。

・１戸あたり１世帯の入居とします。

・入居期間は、原則３か月以内とします。

５．市営住宅の活用条件

⑴　使用料

・近傍同種の住宅の家賃により大阪市が決めた金額を、法人が負担してください。

・使用許可時に３月分の住戸使用料に相当する保証金の納付が必要です。

・法人は、入居者等から原則、金銭を徴収できません。

⑵　使用する市営住宅

すべての住戸が利用できるわけではなく、希望をお聞きしてから調整します。ご希望の住戸が利用できない場合もあります。

⑶　共益費、電気･ガス･水道等使用料

法人で負担してください。

⑷　改装・修繕費

・必要な補修や修繕、改修等の工事は、法人の負担で行ってください。

・冷暖房機の設置等、新たな設備の設置、改装をする場合は、事前に大阪市へ申請が必要です。

・当該住戸返還時に原状回復していただく必要があります。

⑸　日常の管理

法人が責任をもって維持管理してください。畳の表替え、破損ガラス･網戸の取替え、ふすまの張替え、建具の修繕及び取替えその他の修繕等があった場合は、法人の費用で修理してください。

⑹　自治活動への参加

法人は、住宅の清掃や行事など地域コミュニティ活動に積極的に参加する必要があります。

⑺　留意事項

・市営住宅の使用については、国へ申請の上、地域再生計画の認定を受ける必要があります。大阪市により当申請を行いますが認定されなかった場合、当住宅の使用はできません。
・市営住宅を使用することから、自治会との調整が必要となります。使用予定住宅の自治会から同意がなければ、当住宅は使用できません。
・希望住宅が使用許可できなかった場合でも、申請にかかる一切の費用を本市は負担しません。

⑻　使用期間

市営住宅使用の方式としては、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第 238 条の４第７項）によります。使用許可の条件等については、要綱様式４「大阪市営住宅使用許可書」をご参照ください。

使用期間については、許可申請後に交付する「大阪市営住宅使用許可書」に記載します。使用期間以降も継続して住戸の使用の希望があれば、期間満了の１か月前までに大阪市に申請が必要です。

使用継続を行う場合であっても、当初の使用開始日から５年を越えない範囲を限度とします。なお、再度募集を行い同一住戸の使用が選定された場合にあっては、当該再度の選定にかかる使用開始の日から５年を越えない範囲を限度とします。

６．受付期間及び提出先

次の期間中に、申込書（別紙１）及びその他必要書類（別紙２：必要書類一覧参照）を提出してください。

受付期間：令和７年６月３日（火曜日）～ 令和７年６月 20 日（金曜日）午後５時必着
受付時間： ９時 00 分から 12 時 00 分、13 時 00 分～17 時 30 分（土・日・祝除く）
提出部数：各１部

【提出先】：〒530-8201　大阪市北区中之島１－３－20
大阪市福祉局生活福祉部自立支援課生活困窮者自立支援グループ
TEL：06-6208-7959
E-mail：fa0116@city.osaka.lg.jp

７．市営住宅の一覧

・市営住宅一覧については、大阪市ＨＰをご参照ください。

URL：https://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000444314.html

・「市営住宅一覧」より、ご希望の住戸を申込書に記載し、お申し込みください。

※市営住宅の空き状況についてはお答えできかねますのでご了承ください。

８．その他

・本事業の運営に必要な経費については、法人において負担してください。

・本事業実施にあたり、大阪市からの補助金等はございません。

９．今後のスケジュール（予定）

・本事業の、申込書提出から市営住宅使用を許可されるまでのスケジュールは次のとおりとなります。

・申請前に申込書を提出していただき、大阪市で応募要件や希望住戸を確認しますが、この確認が終了することで、使用許可がなされることが確約されるわけではありません。調書の確認後に使用許可申請の提出を受け、審査の上、使用の許可が判断されます。

（国への地域再生申請を含めたスケジュール）

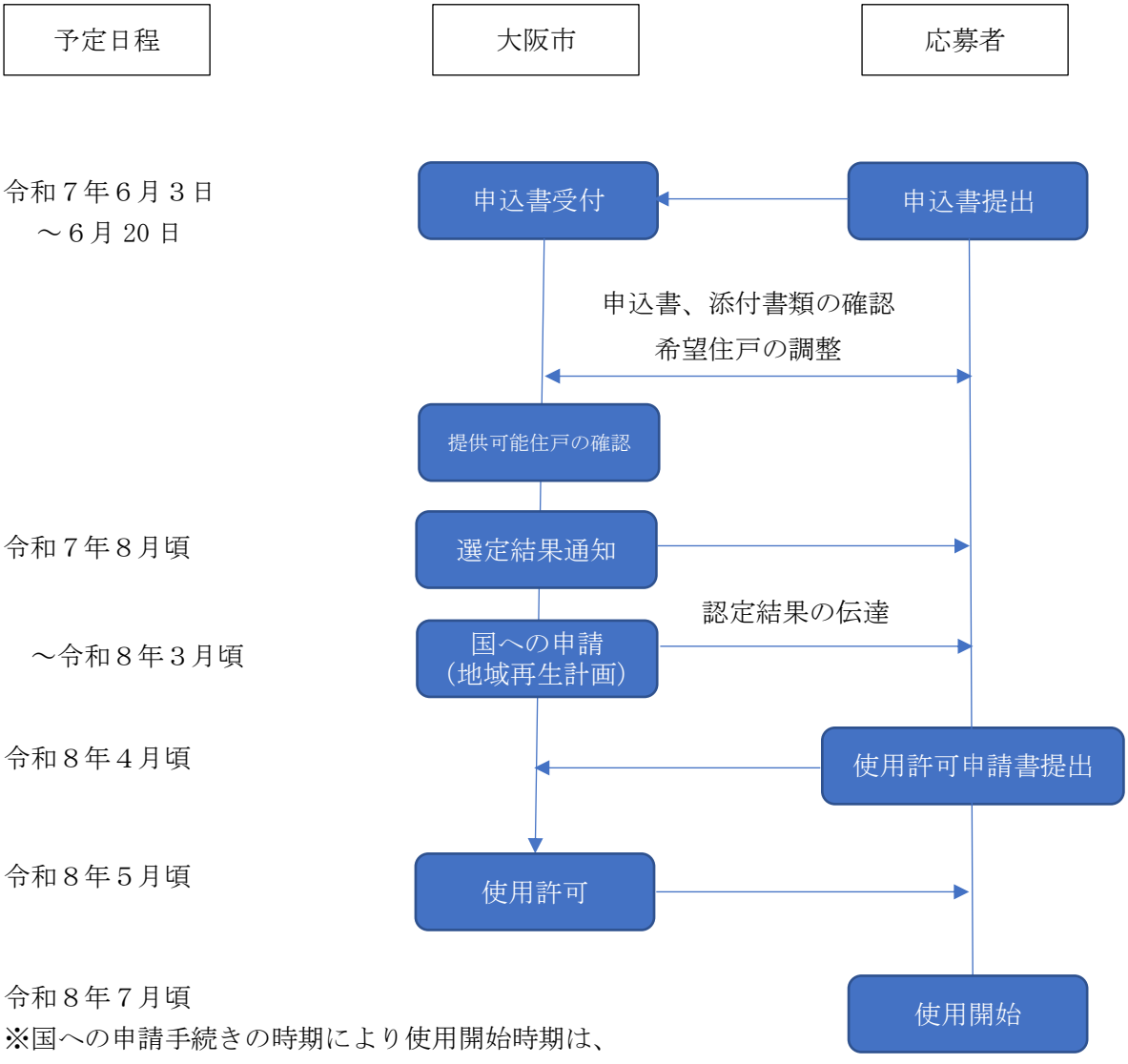

※国への申請手続きの時期により使用開始時期は、
前後することがあります。